

ちょっと待って！

整骨院では、いつも保険証が使える と思っていませんか？

看板などに「各種保険取扱」や「健康保険適用」と書いてあるのに使えないの？と思う方もいるのではないのでしょうか。病院と同様に保険証を提示しがちですが、柔道整復師が施術を行う整骨院や接骨院は、医師が医療行為を行う病院とは異なります。整骨院などでは保険適用の範囲は限られていて、それ以外の施術は自費診療となります。



1 健康保険が使えるケースは 限られています

整骨院などで健康保険が使えるのは、下記の症例に限られます。また、病院で治療中のケガにも健康保険は使えません。

健康保険が
使えるケガ

- 骨折 ●脱臼
- ※応急手当でない場合は医師の同意が必要
- 打撲 ●ねんざ ●肉離れ

2 整骨院は、 病院ではありません

整骨院などで施術を行うのは「柔道整復師」であり、「医師」ではないため、血液検査・レントゲン撮影・MRI検査・注射・薬の処方などの医療行為を整骨院などで行うことはできません。



3 申請書の内容を よく確認してから署名

本来は、全額(10割)をまず患者が支払い、健保負担分(原則7割)を後日健保組合へ請求する「償還払い」が原則です。しかし実際は、患者は自己負担分(原則3割)のみを支払い、柔道整復師に健保組合への請求を委任する「受領委任払い」ができるようになっています。受領委任払いには、「療養費支給申請書」に本人が署名(被保険者名を記入)する必要があります。署名する際、負傷原因や日数、自己負担額等をよく確認し、必ず自筆で署名してください。

